

サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 サイバーセキュリティ基本法の一部改正

(第一条関係)

一 情報通信ネットワーク又は電磁的記録媒体を通じた情報システムに対する不正な活動に対する国による監視及び分析並びにサイバーセキュリティに関する演習及び訓練について、国の行政機関に加えて、独立行政法人及び指定法人（特殊法人及び認可法人のうちサイバーセキュリティ戦略本部（以下「本部」という。）が指定するものをいう。以下同じ。）をその対象とするとともに、サイバーセキュリティに関する統一的な基準の策定について、国の行政機関及び独立行政法人に加えて、指定法人をその対象とすること。

二 本部の事務のうち、サイバーセキュリティに関する対策の基準の作成及び当該基準に基づく施策の評価（監査を含む。）その他の当該基準に基づく施策の実施の推進に関することについて、国の行政機関、独立行政法人に加えて指定法人をその対象とするとともに、サイバーセキュリティに関する重大な事象に対する施策の評価（原因究明のための調査を含む。）に関することについて、国の行政機関に加えて独立行政法人及び指定法人をその対象とすること。

三 本部は、その事務のうち、独立行政法人及び指定法人におけるサイバーセキュリティに関する対策の基準に基づく監査に係るもの又は独立行政法人及び指定法人で発生したサイバーセキュリティに関する重大な事象の原因究明のための調査に係るものの一部を、独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」という。）その他サイバーセキュリティに関する対策について十分な技術的能力及び専門的な知識経験を有するとともに、当該事務を確実に実施することができるものとして政令で定める法人に委託することができるとするもの等とすること。

四 その他所要の規定の整備をすること。

第二 情報処理の促進に関する法律の一部改正

（第二条関係）

一 機構の業務の範囲の追加等

1 機構の業務の範囲に、サイバーセキュリティ基本法第三十条第一項の規定による事務を追加すること。

2 機構は、情報処理に関する調査のうちサイバーセキュリティに関するものを行った場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき事業者等がサイバーセキュリティの確保のために講ず

べき措置を公表することとする。

3 機構の役員及び職員又はこれらの職にあつた者の秘密保持義務の範囲を職務上知ることができた秘密とし、その漏示又は盗用があつた場合の法定刑を五十万円以下の罰金とすること。

二 情報処理安全確保支援士制度の創設

1 情報処理安全確保支援士（以下「支援士」という。）は事業者等によるサイバーセキュリティの確保のための取組に関し、サイバーセキュリティに関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、必要に応じその取組の実施の状況についての調査、分析及び評価を行い、その結果に基づき指導及び助言を行うことその他事業者等のサイバーセキュリティの確保を支援することを業とする。

2 情報処理安全確保支援士試験（以下「支援士試験」という。）に合格した者その他これと同等以上の能力を有すると認められる者で、経済産業省令で定めるものは、支援士となる資格を有することとする。

3 支援士試験は、支援士として必要な知識及び技能について行うこととする。

4 支援士となる資格を有する者が支援士となるには、登録簿に、氏名、生年月日その他経済産業省令で定める事項の登録を受けなければならないこととする。

5 支援士は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならないこととする。

6 支援士は、経済産業省令で定めるところにより、機構の行うサイバーセキュリティに関する講習を受けなければならないこととする。

7 支援士でない者は、その名称を使用してはならないこととする。

8 経済産業大臣は、機構に、支援士試験の実施に関する事務及び登録の実施に関する事務を行わせることができることとする。

三 その他所要の規定の整備をすること。

第三 施行期日等

一 この法律の施行及び検討について必要な規定を設けること。
(附則第一条及び第七条関係)

二 この法律の施行に伴う所要の経過措置について定めること。
(附則第二条から第六条まで関係)

三 関係法律について所要の改正を行うこと。

(附則第八条から第十条まで関係)